

可燃ごみ処理方式の整理

第1回施設整備基本計画検討委員会において、最終処分場の延命化を検討したことを受け、新施設整備基本方針においても、最終処分場の掘り起こし再生が明確に位置づけられた。これにより、新施設における可燃ごみの処理方式については、掘り起こしごみ処理が可能であることが必須となる。そこで、可燃ごみ処理方式について、第1回施設整備基本計画検討委員会にて示した、エネルギー回収推進施設（熱回収施設）系統図（図1）から再度整理することとした。

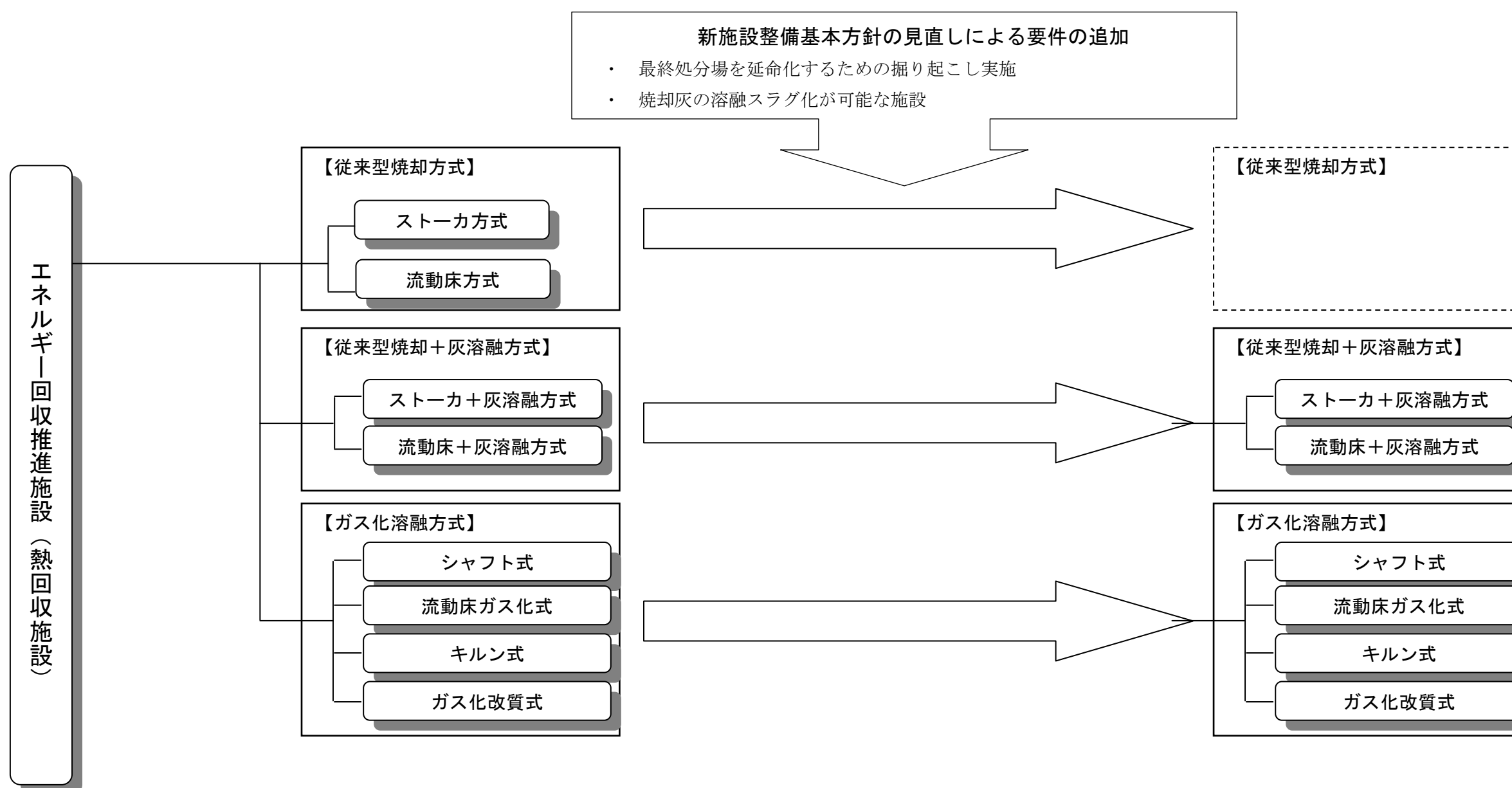


図1 エネルギー回収推進施設（熱回収施設）の系統図

図2 可燃ごみ処理方式の整理結果